

滋賀県災害廃棄物処理計画（原案）について

1 趣旨等

- 東日本大震災で得られた知見や経験等を踏まえ、国は災害廃棄物対策指針の策定や廃棄物処理法改正等を実施。
- その後も各地で災害が発生する中、本県としても災害廃棄物処理が必要となる事態に備えるため、災害廃棄物処理に係る県の基本的な方針や役割のほか、平常時や発災後にとるべき対策や手順等を定めた「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「滋賀県廃棄物処理計画」の下位計画に相当し、「滋賀県地域防災計画」を補完するもの。
- 策定に当たっては、災害廃棄物対策指針や廃棄物処理法に基づく基本方針をはじめとする関係指針・計画等と整合を図る。

3 計画の概要

※別添のとおり

4 経過および今後の予定

- 有識者による検討会議、県議会、市町、関係団体等の意見聴取や、熊本県現地視察等を踏まえ、策定作業を進めてきたところ。
- 今後、常任委員会報告後、県民政策コメント等を踏まえて年度内に策定する予定。

平成29年	9月下旬	庁内・市町等への意見照会
	10月3日	環境・農水常任委員会（素案について）
	11月15日	滋賀県災害廃棄物対策検討会議（原案について） ※有識者等による会議
	12月15日	環境・農水常任委員会（原案について）
	12月下旬頃	県民政策コメント、市町等意見照会
平成30年	～1月下旬頃	
	3月	環境・農水常任委員会（県民政策コメント結果および最終案について） 滋賀県環境審議会廃棄物部会（計画策定報告）

滋賀県災害廃棄物処理計画(原案)【概要版】

第1章 基本的事項

計画策定の経緯・目的等

- ・東日本大震災を踏まえ、国は災害廃棄物対策指針の策定、廃棄物処理法を改正
- ・東日本大震災以降も全国各地で地震や豪雨災害が発生(=災害廃棄物が発生)
- ⇒本県も災害廃棄物処理が必要となる事態への備えが必要

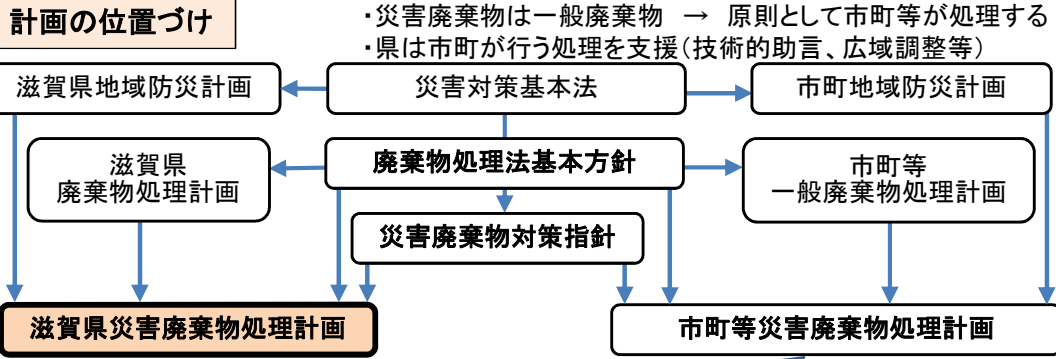


⇒適正・迅速に処理されない場合、
→生活環境に悪影響
→復旧・復興に支障

【計画の目的】

- ・適正かつ迅速な処理による早期の復旧・復興
- ・手順、役割等をあらかじめ想定しておくことで発災直後の混乱を最小化
- ・市町の災害廃棄物処理計画の策定に資する

計画の位置づけ



被災市町が行う災害廃棄物処理の支援等に係る県の体制および対応方針等を定める

災害廃棄物を処理(収集運搬・保管・中間処理・再生利用・最終処分等)するための体制や対応方針等を定める

計画策定の支援として、計画のひな形等の提供、研修会開催

計画の見直し等

- ・計画の実効性を高めるため、関係法令や指針等の改定、最新の知見・技術、訓練等により得られた課題等を踏まえ、毎年度計画の内容を点検し、必要な場合に見直す。

本県の地域特性

- ・多数の活断層が分布。県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定。

対象とする災害と災害廃棄物

- ・「地震災害および水害、その他自然災害」に伴う廃棄物が対象。
- ※被災建物から生じる木くず・コンクリートがら・金属くず、破損した家具や家電等

焼却処理余力(通常ごみの焼却以外)は約11万t/年であり、県内の既存一廃処理施設のみでは、処理困難

【災害廃棄物の発生量・要処理量(推計)】

主な地震	発生量	可燃物要処理量	不燃物要処理量※埋立て
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	51.0万t	159.8万t
南海トラフ巨大地震	123.1万t	16.4万t	51.2万t

※要処理量(可燃・不燃)以外は再資源化される想定(例. 土木資材、製紙原料、木質チップ等)

【仮置場の必要面積(推計)】

主な地震	発生量	一次仮置場必要面積	二次仮置場必要面積
琵琶湖西岸断層帯地震	402.5万t	121.5ha	61.5ha
南海トラフ巨大地震	123.1万t	38.6ha	27.8ha

相当な面積の仮置場が必要

滋賀県の災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 早期の復旧・復興のための計画的な処理(→3年以内の処理完了を目指す)
- 県内の処理体制の確保および広域処理等の推進
- 災害廃棄物の再生利用および減量化
- 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進

災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割

主体	主な役割
市町	・平常時から処理体制を整備。災害時には災害廃棄物の処理主体として処理。 ・県内他市町や他県での災害時に、処理の受入れ等を実施。
県	・平常時から市町の処理体制整備の支援、災害時には市町による処理への技術的助言、支援に係る広域調整、県域の進捗管理を実施。 ・甚大な被害により市町が対応困難な場合、市町に代わり処理を実施。 ・他県での災害時に、処理の受入れ等の支援を調整。
国	・全国・地域ブロックの連携体制整備、指針策定、処理支援、進捗管理。
処理業者	・平常時から災害廃棄物処理に係る体制を整備し、災害時には処理に協力。
事業者	・平常時から災害廃棄物の発生抑制や処理方法を検討し、災害時には処理に協力。
県民	・平常時から災害廃棄物の発生抑制に努め、災害時は適正に排出し、処理に協力。

災害廃棄物処理に係る県の組織体制

- ・『滋賀県災害対策本部』の『循環社会推進班』に各担当(総務担当、仮設トイレ担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、がれき等担当)に職員を配置。
- ・必要に応じて関係課に協力要請。国・他県に震災等で処理を経験した職員派遣を要請。

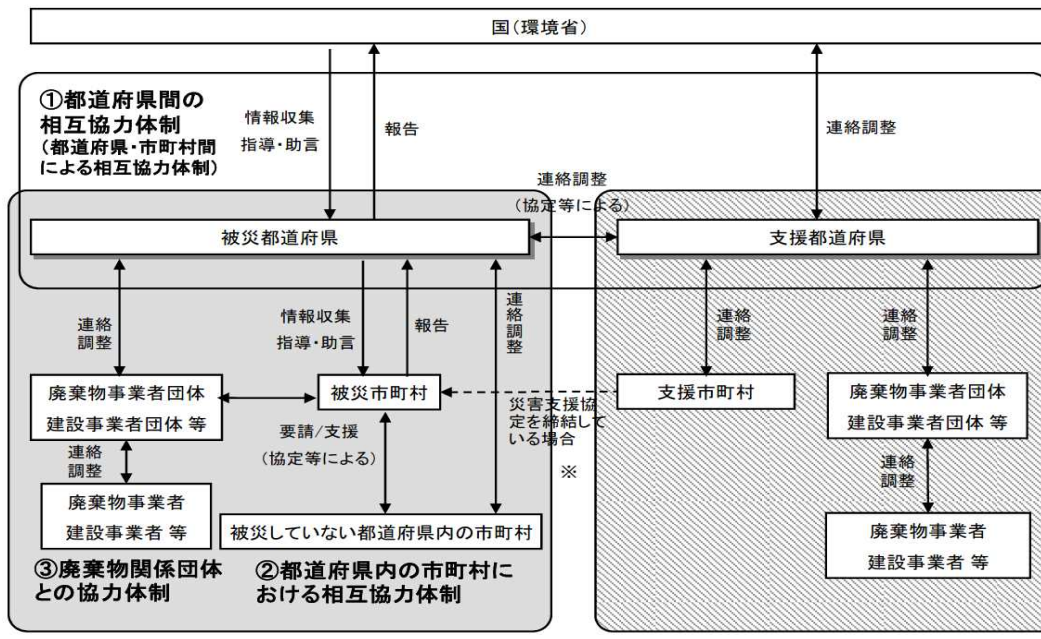
第2章. 平常時の災害廃棄物対策

起こり得る事態への備え

- 市町の災害廃棄物処理計画策定に係る支援
- 県・市町等職員に対する訓練・研修等
 - ・最新の知見や訓練等を内容とした研修会開催。
- 災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る助言・情報提供等
- 県民等への情報提供
 - ・家具転倒防止や住宅耐震化など発生抑制の取組に関する周知。
 - ・仮置場設置や分別等に関する周知。
- 災害廃棄物の処理方法の事前検討等
 - ・処理方法の技術的検討、有害物質保管状況把握、事業所へ漏えい防止等の普及啓発等。

処理体制の整備等

- 市町の廃棄物処理体制の整備等に係る支援
 - ・稼動継続に必要な施設・体制、処理能力・収集運搬体制の整備等に係る技術的助言等。
- 廃棄物処理施設の施設情報の把握等
- 仮置場候補地の選定等に係る支援
 - ・候補地選定の先進事例や県有地等の情報共有、仮置場候補地選定に係る助言等を実施。
- 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制の構築
 - ・県・市町等間の支援、処理業者団体の支援が機能するよう連携・情報交換。
 - ・環境省設置のブロック協議会や全国知事会、関西広域連合等を通じて他県等と連携。



第3章. 発災後の災害廃棄物対策

体制等の確立、情報収集等

- 組織体制・指揮命令系統の確立
- 連絡体制の確立
- 情報収集・連絡調整等
- 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握 ※実際の被害状況に基づき推計

情報提供

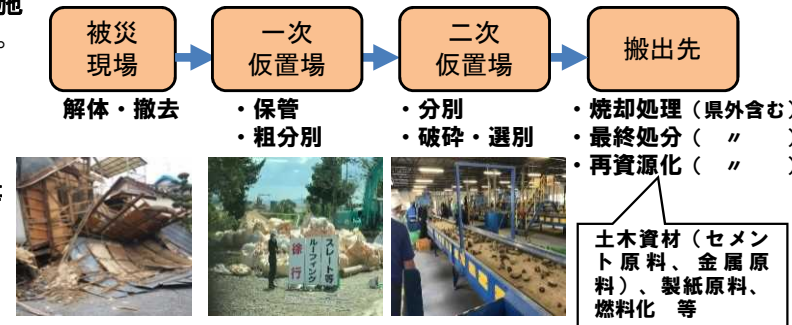
- 県民等への情報提供
 - ・収集・分別方法、仮置場等に関する情報を周知。
- 災害ボランティアへの情報提供
 - ・分別方法、安全上の注意事項等を周知。

災害廃棄物の処理

- 処理体制の構築
 - ・市町による仮置場設置、仮設トイレの設置、収集運搬体制等に関し、助言等。
- 災害廃棄物処理に係る受援・支援
 - ◆**県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援**
 - ・被災していない市町や処理業者団体と支援に係る調整(処理受入れ、資機材提供、人員派遣等)。
 - ・県内で処理が困難な場合、国や他県等に支援を要請し、広域処理を調整。
 - ◆**他都道府県の災害廃棄物処理への支援**
 - ・県外の災害時には、他県を支援(処理受入れ、資機材提供、人員派遣等を調整)。
- 事務の委託等の検討・実施
 - ・甚大な被害等により被災市町が対応困難な場合、処理業務を受託。
- 災害廃棄物処理実行計画※の策定
 - ・市町の「災害廃棄物処理実行計画」の策定を支援。事務の委託等の場合、県も同計画を策定。
※発災後に、実際の被害を踏まえて方針・処理期間・処理方法等を定める計画

災害廃棄物処理の実施

- ・市町への技術的助言等。
- ◆**建築物の解体・撤去**
- ◆**適正な処理・処分**
- ◆**仮置場の運営・管理**
- ◆**環境対策・モニタリング**
- ◆**処理に係る予算確保等**



災害廃棄物処理の進捗管理